

中野区教育委員会会議録 平成24年第38回定例会

○開会日 平成24年11月30日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時01分

○閉 会 午後 0時9分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員（8名）

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事（子ども教育経営担当）	白 土 純
副参事（学校再編担当）	石 濱 良 行
副参事（学校教育担当）	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事（知的資産担当）・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事（学校・地域連携担当）	荒 井 弘 巳
副参事（子ども教育施設担当）	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長 高木明郎

委員 飛鳥馬健次

○傍聴者数 24人

○議事日程

〔議決案件〕

日程第1 第42号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続  
について

日程第2 第43号議案 中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に  
係る意見について

〔協議事項〕

(1) 平成25年度中野区立学校教育の指導目標について（指導室長）

〔報告事項〕

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

①陳情書の受理について（子ども教育経営担当）

②平成25年度予算で検討中の主な取り組み（案）及び平成24年度事業見直し内容  
（案）について（子ども教育経営担当）

③中野区立小中学校再編計画（第2次）【素案】に関するQ&A（学校再編担当）

④中野区立小中学校再編計画（第2次）【素案】に関する意見交換会等の実施状況につ  
いて（中間のまとめ）（学校再編担当）

⑤中野区立小中学校における学校用務業務委託について（学校教育担当）

⑥議会の委任に基づく専決処分について（子ども教育施設担当）

中野区 教育委員会  
第 3 8 回定例会  
(平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日)

午前10時01分開会

高木委員長

おはようございます。

教育委員会第38回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、飛鳥馬委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

<傍聴の許可について>

高木委員長

初めに、傍聴の許可についてお諮りいたします。

中野区教育委員会の会議の傍聴人の人数については、中野区教育委員会傍聴規則第3条により20人以内と定められておりますが、教育委員会が認めた場合は20人を超えることができることとされています。本日は、傍聴の方がたくさんいらしておりますので、20人を超えて傍聴することを認めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

ご異議ございませんので、20人を超えて傍聴をすることを認めることに決定いたしました。

傍聴の方はなるべく席を詰めてお座りいただくようお願いいたします。

<配布資料について>

高木委員長

ここで傍聴の方にお知らせいたします。

本日の事務局報告事項の6番目、「議会の委任に基づく専決処分について」は、区議会への報告前の資料となりますので、後ほど回収させていただくこととします。傍聴の方は、ご退場の際に事務局へ資料の返却をお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

<日程第1>

高木委員長

日程第1、第42号議案「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続に

ついて」を上程いたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

お手元の資料に沿いまして説明をさせていただきます。

第42号議案「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について」でございます。お手元に教育委員会資料として一部改正についての説明の文章と新旧対照表をつけております。こちらの説明の資料に沿ってご説明をさせていただきます。

改正する条例の名称につきましては、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例でございます。

2番目の「改正する理由」でございます。平成24年の特別区人事委員会勧告に伴う中野区幼稚園教育職員の給与改定について、関係規定の整備を行う必要があるからということでございます。

今回、平成24年特別区人事委員会勧告の概要につきましては、資料の下のほうに参考として載せさせていただいています。月例給につきましては、公民格差が783円、0.19%ございます。これを解消するために給料表を引き下げて改定するというものでございます。もう1点につきましては、特別給についてです。こちらについては民間との均衡がおおむねとれているということで改定を行わないという内容となっております。こちらの勧告を受けて、これに伴う給与改定を行うための関係規定の整備を行うということでございます。

「改正の概要」でございます。別表第1の給料表の改定を行うというものでございます。お手元に給料表の新旧対照表をつけております。1枚めくっていただきますと、給料表の新旧対照表がございます。こちらをごらんいただけたらと思います。人事院勧告と特別区の統一交渉に基づいてこの給料表の改正を行うというものでございます。ごらんいただけますとおり、初任の部分の号給を除きまして、全ての号給について引き下げの改定を行うという内容となっております。

2番目の改正の中身でございます。附則を定めるというものでございます。附則につきましても新旧対照表をつけておりますので、あわせてごらんいただけたらと思います。附則の第1項につきましては、施行日を平成25年1月1日ということで定めております。

附則の第2項につきましては、この給料表の改定に伴って、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合には号給の調整ができるということを定めております。昇給等によって施行日前に級が変更した場合を想定しております。こういった場合につきまして号給の

調整ができるということを定めております。

附則の第3項でございます。平成25年3月に支給する期末手当につきまして、平成24年4月1日からこの12月までの間に職員が受けるべき給与、それから、平成24年6月と12月に支給の期末手当で100分の0.19を乗じた額に相当する額を減額することで調整をするということを定めております。

附則の第4項でございます。平成24年4月1日から平成25年3月1日までの間に他の特別区の職員であったりした者の場合の、この附則第3項の適用については、人事委員会が定める額とするよう所要の調整を行うということを定めております。

附則の第5項でございます。こちらにつきましては、育児短時間勤務の職員等の期間がある者に平成25年3月に支給する期末手当の額については人事委員会が定めるということを定めております。

最後に、第6項でございます。この条例の施行に関して必要な事項は人事委員会が定めるということを定めております。

改正の概要につきまして、私からのご説明は以上でございます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

今回の改正を平たく言いますと、人事委員会の勧告がありまして、その勧告では、公と民の給与の格差が官のほうが0.19%高くなっている、だからこれを下げなさいという勧告があったので、それに合わせる形で幼稚園教職員の給与を下げたという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

おっしゃるとおりでございます。

飛鳥馬委員

関連してです。

給料の一覧表がついていますが、これは再任用職員以外の職員全員というふうに考えてよろしいでしょうか。つまり、職務で言えば、1級から4級まで同じ割合で0.19%減っているというふうに考えてよろしいのですか。

副参事（学校教育担当）

この新旧対照表は見にくくて申しわけございません。最後のページに、再任用職員とい

うことで、再任用職員も含めて同じように給料表を改正するというものでございます。

飛鳥馬委員

今、説明がありましたが、再任用職員の場合にも平均して同じ率というふうに考えてよろしいですか。

副参事（学校教育担当）

おっしゃるとおりでございます。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する者なし）

高木委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第42号議案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高木委員長

ご異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

<日程第2>

高木委員長

続いて、日程第2、第43号議案「中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に係る意見について」を上程いたします。

なお、本議案は、教育長について、自己の一身上に関する事件に該当します。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第3項の規定により、教育長は、本議案についての議事が行われる場合においては、教育委員会の会議に出席することができませんので、ここで会場の外にご退場ください。

（教育長退場）

高木委員長

それでは、議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第43号議案「中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に係る意見について」の説明をいたします。議案をごらんいただきたいと思います。

まず、提案理由でございますが、中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、区長から意見を求められたので、意見を申し出るというものでございます。

これにつきまして若干補足いたしますと、本年11月29日付で、中野区長から中野区教育委員会委員長宛てに、中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に係る意見聴取についての依頼がございました。依頼の内容は、特別職の報酬等については、中野区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、給料月額を改定し、平成25年3月に支給する期末手当において特別措置を実施することにしたので、これにあわせて、教育委員会教育長の給与についても同様の措置を講じたい、については、中野区教育委員教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を本年第4回中野区議会定例会に提案するため、同条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、教育委員会の意見を伺いたいというものでございます。

次に、議案の内容でございますが、裏面をごらんいただきたいと思います。中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に当たり、区長から意見を求められた別紙条例案について同意しますというものでございます。別紙条例の内容については、議案の2枚目に記載してございますが、新旧対照表を用意してございますので、それをごらんいただきたいと思います。左の欄が改正案、右が現行でございます。

第2条で教育長の給料月額を定めてございます。下線部のように、教育長の給料月額を84万5,500円から84万3,900円に改めるものでございます。1,600円の減額。減額率はマイナスで0.19%でございます。このマイナス0.19%は、中野区特別職報酬等審議会の答申を踏まえて実施する区長等の給料月額の減額率に合わせたものでございます。

なお、中野区特別職報酬等審議会の答申は、区長等の給料について、社会・経済状況や職員への給与勧告の趣旨、区の財政状況などを考慮して、特別区人事委員会勧告に準じて一般職員と同様に減額するべきであるとしており、本年10月に出された特別区人事委員会の勧告は、一般職員の給料月額を0.19%引き下げるものでございます。

次に、下段の附則をごらんいただきたいと思います。これは、特例措置として、条例の附則に第14項として規定を追加するものでございます。この規定は、第5条第2項で100分の24と定める3月の期末手当の支給率を、平成25年3月に支給する期末手当に関して100分の22とするものでございまして、平成24年3月に支給した期末手当についても同様の特例措置を実施しているところでございます。



最後に、左の欄の一番下の附則をごらんいただきたいと思います。これは、一部改正条例の附則でございますが、この一部改正条例の施行期日を平成25年1月1日と定めるものでございます。

ご説明は以上でございます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

山田委員

特別職の給与等にかかわるものについては、委員会が設置されていて、その意見で出されたというふうに今お聞きしましたけれども、そのもととなるのは、先ほど幼稚園の職員にも出てまいりましたように、100分の19ということが出ていますので、それを参考にしてその委員会で話し合われたということで、きょう区長からの同意を求められたというふうに理解してよろしいでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

特別職等報酬審議会が附属機関として設置されておまして、毎年、特別職の給与については適否を判断するという条例の規定になってございます。先ほども若干申し上げましたけれども、特別職の報酬、区長等の給料について、社会・経済状況や職員への特別区人事委員会勧告の趣旨、あるいは区の財政状況といったものを種々検討いたしまして、本年の特別区人事委員会勧告に準じて一般職員と同様に減額すべきであるという結論を出しております。これに基づいて、区長等の給料等につきまして減額を実施するという一方で、教育長についても同様の措置を講じたい、については意見を聞きたいということでございます。

山田委員

その委員会の協議というのは年何回ぐらいされているか、ご存じでしたら教えてください。

副参事（子ども教育経営担当）

3回から5回程度というふうに聞いております。

飛鳥馬委員

もう一つ、期末手当のことでちょっとお聞きします。

平成25年3月支給の期末手当を100分の24から22にすると。私の聞き逃しでなければ、平成24年3月にも同じように下がったと。これは2年連続ということになるのでしょうかと

ということが1点。

24が22になるということは、金額とかパーセントとか、大体同じようなものなのでしょうが、マイナス0.19とか。それは連動しないのですか。

副参事（子ども教育経営担当）

この条例の第5条で、3月に支給する期末手当の額については、本則が100分の24でございいます。この100分の24を、来年の平成25年3月に支給する期末手当については100分の22に減じるということで、これは給料の減額に見合った措置ということで、2年連続の減額措置ということでございます。

飛鳥馬委員

本則は100分の24、本則が基準なのですね。わかりました。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する者なし）

高木委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第43号議案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高木委員長

ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

以上で議決案件の審査が終了いたしました。

<協議事項>

高木委員長

次に、協議事項に移ります。

「平成25年度中野区立学校教育の指導目標について」の協議を進めます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

指導室長

それでは、「平成25年度中野区立学校教育の指導目標について」、ご説明をいたします。

資料に従って説明をしたいと思います。

まず初めに、「指導目標」ですが、中野区教育委員会の教育理念「一人ひとりの可能性

を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」ということをもとに教育活動を展開してまいります。  
5行目に「そのため」ということで、各学校では、教職員の協力体制、研修の充実、そして家庭や地域との連携を図るということをもとに、特色ある学校づくりを推進していきたいと考えています。

2番目、「基本方針」ですが、大きく三つに分かれています。

一つ目の柱は、生命尊重です。ここに4点ほど書いてありますが、1番目、2番目についてはもう既にご案内のことかと思えます。

3番目、安全への関心というところで、ことし4月に通学路に車が突っ込むという大きな交通事故があり、それをもとに、PTAの方たちにご協力いただいて通学路の点検等を行ってきているところです。子どもたちが自分で進んで安全生活をするような態度を育てていくということが肝心かというふうに考えています。また、震災以来、防災についての取り組みも各学校で行ってきておりますので、さらにそれを充実していきたいというふうに考えています。中学生が防災隊などをつくって地域の軽可搬ポンプの訓練等にも参加することもふえてきていますので、そのあたりを充実していきたいなというふうに考えます。

(4)のところですが、自然環境、資源の有限性について子どものうちからきちんと学習をする必要があるということで、各教科の中にそのような内容が含まれてきています。子どもたちの生活の中で省エネの意識を育てるということも大切になってくるかと思えます。具体的には、休み時間ですとか、専科に移動した教室などの電気を必ず消すとか、冷房を必ず消すとかというようなことを日常生活の中で育てていきたいなと思っています。

2番目の柱、人権尊重です。これについては、ことし、いじめの問題について全体で考えていっているかと思えますが、中野区教育委員会としても幾つかの施策を新たに打ったり、家庭や保護者に協力を求めるようなアピールを重ねていっております。これは地道にこつこつと取り組んでいく必要があるかというふうに考えています。

続いて、「生きる力をはぐくむ教育の推進」ということで、この言葉は新しい学習指導要領のキーワードにもなっています。基礎・基本の確実な定着、豊かな人間関係、そして体力向上、みずからの健康を保持・増進する意識を育てるということで、知・徳・体のバランスのとれた教育活動を展開するというものであります。

こういう基本方針に従って、平成25年度の重点ということで3点ほどお示ししております。(2)(3)については大きな変更はありませんが、(1)に「小中連携教育の一層の推進」ということを持ってきております。これまでも小中連携教育については、年に1回、小中連

絡協議会というものを行いまして、学校ごとにさまざまな取り組みを進めてきているところですが、中野区全体として、この小中連携教育をきちんと体系づけて、そして、教育内容に踏み込んだ形で進めていきたいというふうに考えております。ただ、いきなり全て実施するということは難しいので、段階的に進めていきたいというふうに考えております。平成25年は小中連携教育の元年にしていきたいというふうに考えております。

裏面につきましては、新旧対照表になっておりますが、後ほどごらんいただければというふうに考えております。

以上でございます。

高木委員長

ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

今までもずっと教育委員会としては、この教育方針にあるように、生命、あるいは人権等を重視して指導目標に掲げてきているわけですが、今、指導室長が言われたように、一層指導しなければならないことだと思うのです。「基本方針」の1の(3)に安全ということがありますが、これは今説明にもありましたように、今までやってきた避難訓練にしろ、学校に不審者が侵入したにしろ、先生主導といいますか、大人が率先して旗を掲げて「ここへ集合」とか「避難」という形が多かったと思うのです。それはそれで非常に大事なことで、やらなければいけないと思うのですが、もう一つは、津波の経験を踏まえれば、自己判断、自己責任といった表現があったと思うのです。被災地の子どもたちが逃げるときに、大人がいないかもしれない、そして、決められた場所に行けないかもしれないというときに、やはり自分の安全は自分で守るという判断ができるような子どもを育てるということは非常に大事なことだと思います。先生や地域の方が中心になって、集合させて、こうだと、団体、集団でやることも非常に大事ですが、子どもたちは、放課後とか、どこか遊びに行っているときとか、塾の帰りとか、大人がそばにいないこともあり得るわけですね。そういうことに対してもこの安全の指導が非常に大事なかなというふうに思います。

指導室長

今、飛鳥馬委員がおっしゃったように、子どもたちが自分の考えで判断して行動する力をつけていくことは大変必要だというふうに思っています。これまでも学校の避難訓練の中で、休み時間に地震が起きたというような避難訓練ですとか、清掃の時間で子どもたち

が教室にいないような形での避難訓練なども行っています。ただ、それに加えて予知情報が流れることがありますね。今後ああいうものも避難訓練の中に取り入れながら、どこでその情報が来るかわからないというところでどういうふうに行動できるかということを重ねて訓練していくことで、今、飛鳥馬委員がおっしゃったような力を育てることができるのではないかと考えています。

大島委員

この指導目標は全部大事なことだとは思いますが、ただ、ちょっといっぱい詰め込み過ぎかなという印象がないでもないのです。昨年度もこういうようないろいろなことを掲げてやっているということですから、特にどれを削除するというような必要もないと思いますので、これはこれでいいと思います。

それで、先ほど指導室長は「平成25年度は小中の連携教育の元年というふうに位置づけたい」というふうにおっしゃいましたけれども、私も、平成25年度の位置づけとして、小中連携教育を重点にするというところは私個人としても大事にしたいなと思っているところです。我々教育委員会でもこれまで小中連携を進めようということはいろいろ議論してきたところですが、それがいよいよ具体的な形で、実際に学校で教えるカリキュラムだとか、生活指導の面での連携だとか、そういうことで具体的な施策のほうをやっていこうという段階になったと思っていますので、「元年」ということで具体的に進めていきたいなというふうに思っているところです。

山田委員

今の山田委員の発言を受けてですけれども、重点の中の1番目に「小中連携教育の一層の推進を図るため」という記載があります。私たちも、教育ビジョン、そして今回の学校再編計画の2次の中でも、小中連携ということの一つの大きなテーマに掲げているわけですが、現実に今、各小学校・中学校で独自にやっている連携もかなりあるかと思うのです。それをいろいろまとめながら、それをより充実させていくという大きな節目の時期に来ているのかなと思うのです。学校ではいろいろな工夫をして、学校行事で連携をとったり、教師の間での交流を図って連携をとったり、いろいろなプログラミングがされているのですけれども、それをもう一歩進めるためには何が一番必要だとお考えでしょうか。

指導室長

一番大切といいますか、先行事例などを見ていきますと、やはり教員の意識を改革していくということが大きなポイントだという報告があります。具体的に言いますと、小学

校と中学校の教員というのは指導観が少し違うのですね。それは当たり前と言えば当たり前で、6歳から12歳までの子どもと、その上の15歳までのお子さんと接していく上で、こういうことを求めたいというのは当然違います。その違いが中1ギャップというようなところにも少し影響してくるわけです。例えば、小学校の教員から学ぶことはもちろんあります。同じように、中学校の先生が小学校6年生ぐらいの子どもに対して接するとき、そこから学んで、それを上手に使っていくと、より効果的な指導ができる場合もありますので、教員の交流などしながら、指導観を、9年間の子どものことをどうやって育てていくかということに集約できると、狙った小中連携教育ができるのではないかというふうに考えています。

飛鳥馬委員

今の関連です。

小学校の先生方にお聞きすると、連携の話のときによく出てくる話だと思うのですが、「やっぱり小学校は小学校の文化があるんですね。中学校は中学校の文化があるんだと思う」という言い方をします。私はやはりそういう部分もあるのだと思うのです。幼稚園と保育園とちょっと違うから、「文化が違う」と言い方をされることがありますが、それは別として、小学校と中学校も違うところがある。むしろ、それは大事なことであって、大事なことはその連携なのですけれども、同じことをやるのではなくて、お互いに違いを認めてあげて、そして、それがつながる。小学校から中学校へとつながっていく。その辺の視点が非常に大事なのかなと思います。

高木委員長

今回、指導目標の裏面に新旧対照表があって、変更点というと、この重点の1と2ということですね。これは、一見、ばらばらに見える、別のことに見えますけれども、同じというか、すごく関連していると思うのです。小中連携教育に関しては、交流というか、連携といっても、やはり行事がどうしても中心で、教育のところまでなかなか手が届かなかったと思うのですが、これからは初等教育と前期中等教育でお互いに交流していかないと、多分、学び残しが出てしまう。新しい学習指導要領では、スパイラル、行って戻って行って戻ってのこの線が初等教育と中等教育で切れてしまうのが現実なので、そこでやっていただかないと、例えば私ども大学・短大ですと、大学生、短大生になったのに三単現の「s」がちょっと怪しいとか。あと、SPIの就職試験ですと旅人算的な問題が多く出るのですね。意外とできない。やはり小学校高学年、中学生で学び残したことがその後直

っていない。そうすると、義務教育ですから社会生活に影響が出ると思います。

あと、学習評価、スチューデント・ラーニング・アウトカムズに基づいた授業改善というのが、今、大学や短大でもかなり言われていて、私どもの短大でもやっているのです。初等、中等教育だと学習指導要領がありますから、教え込みになって、先生は一生懸命教えているのだけれども、成果として身につけていない。もちろんそれは、今、授業改善をしていただいて、キャップストーン的なものを用いて、ちゃんと習熟度を見てフィードバックするとか、トゥ・ドゥ・リストみたいなものをつくってというのを初等、中等でもやっていると思うのですが、そこと小中連携が教育できちっとマッチングしてくると、確かな学力、基礎・基本というのが定着してくるので、こういうところをぜひ元年でやっていきたい。

ただ、総花的にやると難しいので、先行事例も研究しながら、「この部分は各学校こういうふうに指導してくださいよ」なのですが、教育委員会、特に指導室のほうで、押しつけにならないように配慮していただきたい。やはり育成をしていかないと、相手の学校もありますし、1対1対応ではありませんので、そこを我々がサポートをしてちゃんとやっていく必要があるのかなと思っております。

指導室長

そうですね。決して押しつけるつもりはないのですけれども。

現在、副校長先生とか校長先生を委員にして小中連携教育の検討協議会をしています。その中で、いきなり総花的にやることはできませんから、10年間ぐらいを移行期、充実期、発展期という三つの大きなスパンに分けて、段階的に内容を充実させていきたいなというふうに思っています。当然、そのためには私ども指導室としても先生たちに研修を受けていただいて、こういうふうな形で進めていくと効果的ですよということはきちんと情報提供していきたいなというふうに考えております。

飛鳥馬委員

もう1点申し上げたいのは、いじめ防止についてです。文部科学省も一生懸命やって、東京、あるいは我々中野区教育委員会としてもたくさんやっているわけですが、今のところ、非常にたくさん出てきて取り組まれているのが、アンケートをとると、アンケート中心のことが多いのだらうと思うのです。子どもたちにも保護者にも書いていただいて、早期発見とか、早期相談に乗るとか、そういうので一定の効果はあるし、短時間にできるということもあると思うのです。ただ、前にも言ったことがありますが、本当に苦しんで

いる子どもたちはアンケートを書くのもちょっと気が引けるといふか、アンケートのとり方も難しいのです。教室に35人とか40人いる中で「書きなさい」と言われても難しい。アンケートをとることを否定はしません。書いていただいて結構だと思うのですが、そういう子どももいるだろうということ。本人が言うことも勇気が要る、いじめられている子ほど、親に心配をかけたくないとか、そういうことがあって言えないというのがあるのです。そういうことも考えながら、子どもたちに対してアンケートをとるだけではなくて、教職員はもちろんですが、親御さんとか、子どもたちを見守ってくださる周りの方にもそういう注意を喚起していただいて、「見守ってください」「ぜひ情報をください」というほうの取り組みも大事なと思うのです。子どもだけ指導してよかったということではなくて、そういうほかからの情報ですね。

これもまた非常に難しいことがあると思うのです。私も経験がありますけれども、親御さんが言ってくると、「うちの子はやっていないのに、いじめるほうに言われた」とかいう親御さんもいたりするわけです。そういうことを考えると何もできなくなってしまうのです。だから、まず一義的に、中野区で言っているように、いじめられている子が「これはいじめだ」と思ったらいじめなのです。いじているほうのことではないのだよということも徹底してほしいですね。そういうことをしないと、「うちの子はいじているんじゃないんです。遊んでいるんです。仲間ですよ」と。だけれども、弱い子、力のない子というのは、遊んでいるように見えるけれども、抵抗できないのですよね。だから、言われるままなのです。それで、「遊んでいる」と言われてしまう。だけれども、そうではない。やっている子の親御さんに言わせると、「うちの子は遊んであげているんだ」。そういう見方もあるので、そういうのも含めて理解していただきたい。そういうことがあるかもしれないけれども。そうでないと、やはりいじめというのは非常に難しい取り組み。そうやってもなかなか難しい面はありますけれども。言いたいことは、子どもと親御さん、子どもを取り巻く人たちの気づきといいますか、その両面を進めてほしいなというふうに思っています。

大島委員

関連してなのですから。

アンケートももちろん、いじめ発見の一つの有効な方法でしょうけれども、やはり中心になるのは、先生たちが子どもたちの様子を見て、その中で気づくということだと思うのです。それで、指導室長にちょっと伺いたいのは、先生に対する研修というのですか、先



生も、ベテランの方も新任の方もいらっしゃるので、子どもたちを見ていて、そういういじめの芽に気づくという目を養うというのでしょうか、そんなことについて何かやっているのでしょうか。

指導室長

教員の研修につきましては、初任者研修ですとか、10年経験者研修とか、幾つか大きな柱の研修があります。その中には必ず、いじめだけではなくて、教育相談的なノウハウを身につけるためのものをその年次に合わせた形で行っています。それから、一般の先生といますか、その大きな柱に当たらない先生たちを対象にした、これは「いじめ防止研修」というような名前も打っているのですが、夏の研修会でそれに特化した研修を行っています。そのほか、ことしホームページにもアップをいたしました。中野区教育委員会としてその研修のためのリーフレットをつくっていますので、それを各学校にお送りして、1人1冊必ず配ってくださいと。それに基づいて校内で研修をする。集合研修ではなくて学校の中で研修をしましょうということをお願いをしています。幾つかの手だてを講じながら、なるべく全ての先生がそういう基本的な理解ですとか、対応の考え方とかを身につけた上で子どもたちの指導に当たられるように取り組んでいるところです。

高木委員長

各委員がおっしゃったように、いじめられている子どもというのは自分からはなかなか言えないですね。私も以前は、いじめで事件があったりするのを見て、何で親が「知らなかった」と言うのかなと思っていたのですが、自分が親になって子どもと話してみると、「友達にいじわるされたことは親とか先生に言いづらい」と言うのです。確かに、ぱっと見ると、子どもの発達段階の中のいさかいなのか、それともいじめなのかというのはなかなか判断しづらい部分がある。私も、各先生のクラスコンダクトの中で初期の中で摘んでいくというのが基本だと思うのですが、これだけ世の中が情報化してくると、そこで見えない部分もあるので、やはりアンケートをとって定期的にスクリーニングというのがマストなのかなと。もちろん、それをやっているからほかはやる必要がないということではありません。

あと、もう一つ、バッファで、アンケート以外に駆け込める手段。中野区ではいじめ相談室とかありますけれども、多分、この問題はやってやり過ぎるということはないので、常に言い続けられないといけない。一方で、そういう防御だけではなくて、子どもの人権意識や共生というのを育てていくという攻めといいますか、それがもちろん一番大切な

です。ただ、それは一朝一夕には育ちません。私も、今までこの教育委員会で議論した中で、飛鳥馬委員がおっしゃったように、本人がいじめだと思ったら、それはいじめていると言われている側の人の事情は関係なく、とりあえずいじめとして認定して、そこからどういうふうに対応していくのかというのが中野区の基本スタンスだと思います。それを先生方や区民の方と共有していくことがすごく大切だなと思っています。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

高木委員長

それでは、事務局は、本日の協議内容を踏まえて事務を進めていただくようお願いいたします。

<報告事項>

高木委員長

それでは、報告事項です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から、11月16日の第37回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告いたします。

11月17日土曜日、中野区立江原小学校開校60周年記念式典及び祝賀会。大島委員が出席しました。

11月23日金曜日、東京都立鷺宮高等学校創立100周年記念式典。田辺教育長が出席しました。

11月29日木曜日、平成24年度中野区立小学校連合音楽会。私と田辺教育長が出席いたしました。

私からの報告は以上です。

では、大島委員。

大島委員

今、委員長からお話がありました、11月17日、江原小学校の開校60周年記念式典と祝賀会に、私と田辺教育長が出席いたしました。記念式典なのですがけれども、もちろん厳かに、そして滞りなく行われたのですが、特に印象に残ったのは、子どもたちの態度が非常にす

ばらしくて、これは私だけではなくて、区長さんも、議長さんも初めのあいさつの中でも触れたぐらいにみんな印象に残ったようです。5年生、6年生の子どもたちが式典に出席しました。服装はもちろん自由服なのですがけれども、黒と白とグレーというふうに色調を大体統一していました。これは子どもたちというか先生のご指導だと思うのですがけれども、白、黒、グレーの色調の洋服にみんな統一しているものですから、すごく改まった感じが出ていたのです。

それから、子どもたちが座っている姿勢がぴんとしていて、来賓の方が立ったりして、立つときにもずっと立って、お辞儀も、直角とまではいかないまでも、すごく深々とお辞儀をして、また、座るときもずっと座るといふ、所作が規律正しく美しいので、みんな感心しました。

それと、式典の最後のほうのプログラムで、子どもたちによる喜びの言葉というのがあるのですがけれども、これがまたすばらしくて、せりふと途中にベートーヴェンの「歓喜の歌」のコーラスもその中に含まれていたのですがけれども、私は初め、みんなが同じメロディを歌う斉唱でいくのかなと思ったら、そうではなくて、ちゃんとパートごとに分かれた合唱だったのもちょっと驚きだったのです。さらに、「歓喜の歌」を、ドイツ語だと思うのですがけれども、原語のコーラスが出てきてしまって、みんなびっくりして、「いや、すごい」と。もちろん、ほかの歌も大変すばらしかったのですがけれども、感心させられました。

最後に、「うさぎ追いし」という「ふるさと」の歌が流れてきて、我々の世代ですと、久しぶりに非常に郷愁をそそられる歌を聞いたなと喜んでいましたら、生徒が1人出てきて、「さあ、会場の皆さんも一緒に歌いましょう」と言って、もう一度その伴奏と一緒に「ふるさと」を歌う機会を我々に与えてくれました。私は涙声になったりして、感激のあまり、余り歌えなかったというようなこともあったりして、演出もすごく心憎いし、そういうわけで、子どもたちが大変すばらしかったという印象に残った式典でございました。

午後行われた祝賀会も大変楽しくて、先生たちによる合奏などもおもしろかったですし、ダンスなどもあったりして、PTAの方々がいろいろ考えてくださったのだなという、楽しい祝賀会になっていました。

済みません。長くなりましたけれども、以上です。

高木委員長

山田委員、お願いします。

山田委員

11月16日は、私が学校医を務めています谷戸小学校での就学前健診が行われました。実は谷戸小のこの日は、就学前健診の最後の日だったのですね。ですから、ほかで受けられないお子さんたちも随分お見えになって、80名余のお子様がお見えになったのですけれども、保護者の方たちが既往歴だとか予防接種の有無などをかなりきちんと記載していただいたので、比較的スムーズに終わりました。何人かのお子様については、就学指導に関係する方もいらっしゃるようにお見受けしますが、校長先生がきちんと対応されておりましたので、滞りなく終わったと思っております。

17日は、東京都医師会の学校医の研修会がありまして、そちらに出ました。今回のテーマは、9月から武道の必修化ということで、「中学武道の必修化と安全対策」ということで、全日本柔道連盟の特別委員の方からお話をいただきました。そろそろ武道の授業が始まってくるかと思うのですけれども、全国で約70%の中学校が柔道を選択するものと見られているということでもあります。ご承知のように、柔道は、コンタクトスポーツですから、初心者の方たちはどうしても頭部外傷が多いということで、そのときの対応マニュアルなどは学校できちんとそろえなければいけないだろうということと、もちろん、脳神経外科の救急対応できるような病院とのコネクションも必要なのではないかと。

中野は、幸いなことに、東京警察病院は都内有数の脳外科医を有している病院でありますし、中野総合病院も脳外科医を配しています。また、北にあります東京総合病院にも脳外科医を配していますので、比較的脳外科医の対応ができるのではないかと思っておりますので、一つは安心ですけれども、そのときの対応ですね。それは教員の皆様方も研修を受けていると思います。私が関係している日本学校保健会の「学校保健」の7月号でしたか、同じ先生が書かれていまして、その中に頭部外傷についての対応マニュアルなども出ておりますので、参考にさせていただければなと思っております。

二つ目の演題は「メディアづけの子どもたち～今、大人がなすべきこと～」ということで、日本小児科医会の理事の先生のお話でした。私も最近、子育てしているお母様と時々お話をするときがあるのですけれども、「授乳するとき、お子さんの顔を見えていますね」と問いかけます。授乳しながらテレビを見ているお母様も結構いらっしゃいますし、最近ではメールをやりながら授乳している方もいるのです。メディアは決してベビーシッターになり得ないということですね。そういったことが愛着ということに関して、それがいろいろな問題を醸し出しているのかなと思っておりますので、その辺をもう一度確認しなければ

いけないのかなと。

日本ほどメディアに侵されている子どもたちが多くない国もないと思うのです。乳幼児で10時以降まで起きている子どもが多いのも日本がトップなのです。ということで、ある市では「ノーテレビデー」というのを設定しているのですね。中野でも毎月1日はノーテレビデーにするとか。例えば、夕食のときだけでもテレビを消すとか、そういったことで家族が会話をするということでも大切なことではないかなと思います。『2歳まではテレビを消してみませんか?』という冊子があります。1部100円でございます。こういったものも区民の方たちに配って啓発しなければいけない。これは結構大切なことではないかなと。今後取り組みができればなというふうに思って聞いてまいりました。

18日は、ワクチン学会が横浜でございました。ワクチン学会ですからワクチンの話ですけども、何回もお話ししていますように、日本はワクチンの後進国で、今、北朝鮮以下のレベルでございます。やっと接種できるワクチンがふえてきましたが、実際にはほとんどが任意接種でございますので非常に高いのです。きのうもあるお母さんに接種しましたところ、個人負担が2万8,000円ぐらいなのです。それを3回ぐらいやらなければいけない。これは自治体間の格差もございまして、国ではなるだけ定期予防接種化をしようという法案を出しかけたのですけれども、今回の国会には通っていません。まだ出されていない状況です。そういった意味で、日本はまだまだ子どもに冷たい国かなと思っていますので、その辺の予算がどうなってくるのかは今回の選挙でいろいろ問われるのではないかと考えています。医政局長もお見えになっていました。「ぜひワクチンはきちんとやっていきたい」という厚労省の意見でありますけれども、財務省がどうなるかなと考えているところ です。

私からの報告は以上です。

高木委員長

飛鳥馬委員、お願いします。

飛鳥馬委員

特にございません。

高木委員長

教育長、お願いします。

教育長

この報告事項のところにもありますように、11月23日に都立鷺宮高校が100周年を迎える

ということで、サンプラザで行われたのですけれども、区長と私とで参加をしました。

ご存じない方も多いのですけれども、鷺宮高校の前身は都立家政高等女学校ということなのです。その前、そもそもは、明治45年に現在の桃丘小学校の場所に東京府立農業学校附設家政学校というのができまして、その後、今の土地に移って、府立家政高等女学校、それから、戦時中に東京都制度になりましたので、都立家政高等女学校ということで、西武新宿線の駅の「都立家政」という名前はそこから来ているということなのですね。戦後になりまして、新制の高等学校制度になりまして、改めて都立鷺宮高等学校として現在に至っているということなのです。明治45年から数えて100年目ということで、今回記念式典がありました。沿革はそういうことです。

サンプラザの大ホールで全校生徒と同窓生、保護者が集まって、東京都の教育委員長も見えて式典があったのですけれども、挨拶が始まった途端に在校生のほとんどの方はお眠りになっていて本当にびっくりしました。起きて、顔を向けている子がクラスに1人ぐらいしかいない。大島委員がおっしゃったように、江原小学校でとても立派なお子さんたちの姿を見ていたものですから、小中連携で学習規律とか生活規律をきちんと伝えていくことの大切さというのを痛感したところです。

私からは以上です。

高木委員長

各委員からの以上の報告につきまして、補足、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

山田委員からのご報告の中で柔道の話が出ました。前にもこの委員会の中で、武道の中での柔道をやるようになることについて安全性はどうかというようなことが話題になったことがあると思うのですけれども、対戦みたいなことは授業ではやらない、もっと基本的なことだけにするのだというような話を聞いたことがあるような気がするのです。今、中学校ではどんなふうに行われているかというのがもしわかりましたら、教えていただければと思うのです。

指導室長

以前にもこれについてはご説明をさせていただいたかと思います。基本的には受け身を中心とした指導になっていますが、乱取りも一部あります。ただ、何がかわるかわからないという形ではなくて、こういうわざをしましょうと。要するに、きちんとしたわざのか

け方だとか、そのときの受け身の体勢だとかをきちっとできることが目的となっていますので、なるべくけがにつながらないような丁寧な指導をしていくという形になっています。

また、中野柔道会さんも一部協力してくださって——ただ、日中のお昼の時間帯が授業の時間ですので、皆さん、仕事を抱えながら協力してくださっているので、全ての学校に協力はできないのですが、そういう専門の立場で学校の授業を見守る形の体制もやっています。

また、教員の研修も、東京都も行っていますし、区の研修の中でも安全に注意した指導の仕方ということで行っていますので、起きてはならない事故は起こさないようにきちんと取り組んでいきたいというふうに考えています。

山田委員

基本的に、今の子どもたちが受け身というのはなかなか難しい。例えば、小学校でも、でんぐり返しがうまくできる子がどのぐらいいるかという話にもなると思うのです。その辺からもしっかりやっていかなければいけないということは大変だと思うのですね。昔は、畳が家にあって、そこでお父さんがでんぐり返しをして教えたと思うのですが、今はそういう場面もなかなかなくて、小学校の子どもたちがでんぐり返しをしたら次の姿勢がとれない、バタンと倒れるということになってしまいますね。そういうところから始めるというのは結構大変かなということではないかと思います。

特に学校の先生方も、今まで柔道を習ったことがない方たちが今度教える側に回るといことは大変なことだろうと。いろいろ研修はされていると思いますが、お1人の方が何人ぐらいの子どもたちを見られるかということもあるかと思いますが、その辺を十分注意していただいて、後はちょっとした休憩の時間ですね。その辺が心配かなと思っていますので、何とぞよろしく願いいたします。

高木委員長

ご発言がないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

高木委員長

まず、陳情書の受理についての報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

お手元に配付の文書のとおり、本年11月28日に、区立小中学校再編計画（第2次）素案に関する陳情書が提出され、これを受理したので、報告をいたします。

件名は、「第三中学校の廃校をやめてください」でございます。

理由は、文書に記載のとおりでございます。

この陳情書には「3,079筆の賛同署名をそえて陳情します」と記載されており、原本には署名簿が添付されております。

なお、この陳情の取り扱いでございますが、次回以降、中野区立小中学校再編計画（第2次）（案）に関する協議を進めていく予定でございますので、その協議に一定のめどがついた段階で本陳情についてもご協議いただくという取り扱いになろうかと考えております。

また、本年11月16日に新山小学校PTA会長の方から、教育委員会各位に宛て、新山小学校の存続を求める文書が提出され、同日付で受理をいたしました。既に教育委員全員に情報提供させていただいておりますので、その旨申し添えます。

以上でございます。

高木委員長

質問がありましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

高木委員長

私から確認です。

取り扱いの流れなのですが、陳情書というのは、制度的に、陳情書を受理したら何かしら回答する。もう一方、先日いただいた新山小学校のPTA会長さんからのものは要望書という扱いなのですか。要望書の場合は、これからの教育委員会の討議の中で、これを踏まえて検討はするのですが、回答はする、しない、どちらなのでしょう。

副参事（子ども教育経営担当）

中野区教育委員会請願処理規則が定められてございまして、その第3条で、教育委員会は、請願——これは陳情も含むわけでございますが——を迅速かつ慎重に検討して、その結果を請願者に通知するということでございますので、教育委員会でご協議をいただいて、その結果を陳情者のほうに通知をするという取り扱いでございます。なお、新山小学校のPTA会長の方から出されております文書については、陳情書という名称の文書ではございませんが要望に対し、回答するかどうかも含めてご協議をいただきたいというふうを考えてございます。

高木委員長

次に、「平成25年度予算で検討中の主な取り組み（案）及び平成24年度事業見直し内容



(案) について」の報告をお願いします。

副参事 (子ども教育経営担当)

「平成25年度予算で検討中の主な取り組み (案) 及び平成24年度事業見直し内容 (案)」について、お手元の資料に基づきご報告をいたします。

それでは、まず、平成25年度予算で検討中の主な取り組み (案) についてご説明いたします。

この取り組みは、平成25年度の予算編成で検討中の新規、拡充、廃止など、区民生活への影響が想定される主な取り組みにつきまして、現在の検討状況を区民にお知らせするものでございます。今後、この内容を12月5日発行の区報、区のホームページに掲載し、区民と区長との対話集会を12月10日午後7時～9時に予定してございます。このほかに、郵便、ファクス、メール等によりまして区民からのご意見をいただきたいと考えております。

1 「検討中の主な取り組み項目」のうち、教育委員会事務局の所管に関する部分は、(1) 「新しい中野をつくる10か年計画 (第2次)」4つの戦略のうち、③「元気いっぱい子育て戦略」の4「学校施設調査の実施」及び5「中野中学校新校舎整備」、それから、④「健康・いきがい戦略」のうち、2「図書館サービスの拡充」、(2)「震災対策等」のうち、1「区有施設耐震改修」の小・中学校等の教育施設の耐震化の部分でございます。

まず、③「元気いっぱい子育て戦略」のうち、4と5についてご説明いたします。2ページをごらんいただきたいと思います。

4「学校施設調査の実施」では、学校再編計画 (第2次) 素案で統合対象としている小・中学校のうち、大規模改修、いわゆるスーパーリフォームを想定している小学校、中学校と、それ以外で、建築後50年を迎える学校について、コンクリートの躯体の中性化や圧縮強度の試験等の調査を実施いたしまして、今後の学校施設の改築計画、保全計画に活用するものでございます。

5「中野中学校新校舎整備」は、中野中学校の新校舎建設工事及び校庭整備工事を行うものでございます。なお、校庭整備工事の期間は平成25年11月から平成26年5月までの予定でございます。

なお、子ども教育部の所管でございますが、1ページの③「元気いっぱい子育て戦略」の2「重度・重複障害児施設等整備」は、緑野小学校にございますたんぽぽ学級の跡施設に重度・重複障害児を対象とした支援施設を整備するため、平成25年度に改修工事の実設計画、運営事業者の選定等を行うものでございます。施設の開設は平成26年度中を予定し

てございます。

次に、2ページにお戻りいただきまして、④「健康・生きがい戦略」のうち、2「図書館サービスの拡充」は、区立図書館8館に一括して指定管理者制度を導入し、開館日数の増と開館時間の延長などを行い、図書館サービスの拡充を図るものでございます。指定期間は平成25年4月1日から3年間を予定しております。

次に、(2)「震災対策等」のうち、経営室所管の1「区有施設耐震改修」でございます。これは、区有施設耐震改修計画に基づき、施設の耐震化を進め、平成27年度までに耐震化率を100%とするものでございます。この区有施設の中に小・中学校等の教育施設も含まれております。なお、平成25年度に耐震補強工事を予定しているのは、鷺宮小学校の校舎、新井小学校の校舎、四中の体育館でございます。また、耐震診断・設計等を予定しているのが、桃園小学校の校舎と体育館、上高田小学校の校舎、向台小学校の校舎、四中の校舎、五中の体育館と備蓄倉庫でございます。

続いて、3ページからの平成24年度事業見直し（案）についてご報告をいたします。

区では、昨年度、全事業を対象とした検証・見直しを行ってございますが、今年度は、区政運営のPDCAサイクルの中で、行政評価結果等に基づき、事業等の見直しに取り組んでございます。

それでは、教育委員会事務局所管に関するものをご報告いたします。

資料の4ページ、「子ども教育部・教育委員会事務局」の欄をごらんください。「中野区教育振興会補助」でございます。財団法人東京都中野区教育振興会は、昭和23年に創設されて以来、高校生に対する奨学資金の給付事業や小中学校教育研究会に対する助成、教育功労者及び教育振興会功労者の表彰などの事業を行ってまいりましたが、同財団の寄附行為では、事業遂行に要する費用は基本財産から生じる果実及び事業に伴う収入等をもって支弁するとされてございます。財団法人東京都中野区教育振興会は、平成25年4月に公益財団法人に移行する予定でございまして、これを契機として収入面でも自立的な運営をしていくことが求められているところでございます。したがって、平成25年度から3年間で段階的に減額いたしまして、3年間を経過した時点で、新規事業の創設や効率的な運営の工夫など、自立的な運営に向けた取り組みの経過を踏まえて、その後の補助の必要性について改めて検討することにしたものでございます。

ご報告は以上でございます。

高木委員長

質問がありましたらお願いいたします。

山田委員

質問というよりは要望なのですけれども。

大規模公園整備ということが今うたわれているわけです。これは防災公園としての位置づけだとは思いますが、今、中野区の子どもたちの遊び場機能というのは非常に少なくないので、遊び場ですとか、運動場とか、そういった機能を持って、何かのことがあったときに防災の整備ができるというように弾力的に考えていただかないと、中野区の小・中学校の敷地面積は非常に狭いところが多いわけですから、せっかくこういう公園ができるわけですから、その辺はぜひ教育委員会として、将来の中野区のために、子どもたちのためにそういったものをきちんと整備していただきたい。そういったことを基本設計の中に組み入れてもらいたいというのが要望であります。

副参事（子ども教育経営担当）

公園の所管のほうに要望していきたいと考えてございます。

教育長

山田委員は、以前より、区立公園でボール遊びができるように、あるいは体育的な運動がいろいろできるようにというようなことを常日ごろおっしゃっていらしたので、その要望については、今、副参事がお話ししたように、公園のほうにはきちんと伝えていきたいと思えます。

2 ページにあります（仮称）本町五丁目公園、（仮称）南部防災公園、（仮称）鷺の宮調節池上部多目的広場につきましては、その概略の基本計画ができておりまして、一部は工事にかかっているものもあるのですけれども、それぞれこの3施設については少年野球と少年のサッカーができるような設計で今取り組みが進められています。特に学校再編で少年野球とかサッカーの会場がなかなかとりにくいという要望もありまして、この施設についてはそういう要望も取り入れてつくっているというふう聞いています。

山田委員

ありがとうございます。先ほどもちょっと報告しましたように、子どもたちがゲーム機を持って公園で遊んでいるのです。見ているのはゲームなのです。そういった実態があるわけですから、ボールを持って遊べるということは大切だと思うのですね。そういったことが近くにあれば、それこそ体力向上につながるわけですから、教育長に頑張ってください、ぜひそういった方向に持って行っていただければと思います。

もう1点なのですが、たんぼぼ学級の跡にできます重度心身障害者のところの整備についてです。実は、中野区の中にも重度心身障害児・者を抱えている家庭がかなりいらっしゃるわけで、その保護者の皆様方の意見が反映できるような場を設けていただいて、どういものが保護者にとって必要なものなのか。それは行政の目とはちょっと違うと私は思いますので、そういった視点でぜひ基本整備にかかっていたいただきたいというふうにお願いしたいと思います。

教育委員会事務局次長

このことに関しては、建てるときに、保護者との懇談とか、そういったもので反映していきたいというふうに考えてございます。

山田委員

実は先日、医師会館で、在宅療養者の会をやりまして、そのときに、在宅の中で重度心身障害者の子どもたちもいるだろうということで、重度心身障害者のクラブにお願いして、その子どもたちが演奏会をやったのです。一番目に落語を聞いていただいて、その後で子どもたちの演奏をやって、その後で在宅にかかわるドクターの講演をやったのですけれども、80名の区民が集まったのですね。中野区にこれだけ重度心身障害を抱えた子どもたちがいて、その子たちが一生懸命演奏をしているという姿に皆さん感動を覚えていただいたようで、そういったお母さんたちが「ぜひ私たちがレスパイトできる場が欲しい」ということでありますし、たんぼぼにはそれを非常に期待しているわけですね。そういった声をきちんと反映できるような基本整備をしていただきたいというふうに思っております。

飛鳥馬委員

2ページの4「学校施設調査の実施」は、さっき説明がありましたけれども、統合対象校のうちスーパーリフォームする学校と築50年経過しているところは一応全部調査するというふうに考えてよろしいのでしょうか。

それを除くと、「50年たっていないけれども、耐震性が問題」と思われるところは余りないのかなというような気もするのですけれども、その辺はどうでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

学校再編に関しては6校実施します。それ以外については5校ですけれども、建築後50年を経過している学校が3校で、その前年度に前倒しで実施する学校が2校ということで5校実施しております。

耐震改修・補強の関係ですけれども、先ほど申しましたように、平成27年度で一応100%

終了する予定になってございます。

教育委員会事務局次長

補足でございますが、この事業の見直しは、主な取り組みという形で予算前のことでございます。また、今回、学校再編についても、今まだ検討中のものでございます。したがって、これは予算編成の前も、「主な」ということですので、編成でまた変わること。とりあえず区はこういった方針でという意味合いで挙げているものでございます。

高木委員長

私から1点。

4ページの「キッズ・プラザ業務委託」のところですか。今の時代の流れとしては、業務委託するのはやむを得ないかなと思うのですが、財政効果がマイナスになっているのです。マイナス5,760万円なのですかね。この意味がよくわからないのですが、ちょっとご説明いただけますでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

このペーパーの最後のところ、6ページになると思います。注意書きの「なお」の部分でございますが、「人件費の削減額及び現時点で金額を見積ることのできない経費を除く」という形になってございまして、この財政効果の欄につきましては、実際の人件費を除いた計算をさせていただきました。人件費を除きますと、物件費ということで、新たに委託する部分の委託料は全て物件費という形になりますので、今の試算では3,500万円程度が一つの施設で委託料としてかかってくるだろうというふうに思っております。現在、物件費として計上しているのが、アルバイトの賃金でありますとか、そういった経費がございまして、それを差し引くと、最初の部分でございますけれども、1か所が2,880万円ほど委託料がふえる、物件費がふえるという形になります。これを2か所、3か所ということで計算をすると、このような数字になってまいります。ただ、人件費を一緒に入れた形での財政効果というのを試算いたしますと、1か所当たり1,900万円程度の経費の節減が図れるかなというふうに思っております。

大島委員

質問ではないのですけれども。

「図書館サービスの拡充」ということがここに挙がってございまして、これについては前にも教育委員会でも議論しまして、指定管理者制度にすることにしたわけですが。指定管理者制度にすることについては反対の意見の区民の方もいらっしゃるということは承知をして

おりますけれども、そのことによってサービスが拡充するというので我々も判断したものでございます。実際に開館の時間の延長なども行って、よりサービスがよくなるということをご予想してのことでございますので、区の指導のもとに指定管理者に頑張っていて、指定管理者制度にしてもっと使いやすくなってサービスもよくなった、よかったというふうに思っただけのように頑張っていたきたいなと思っております。

高木委員長

次に、「中野区立小中学校再編計画（第2次）【素案】に関するQ&A」の報告をお願いします。

副参事（学校再編担当）

それでは、「中野区立小中学校再編計画（第2次）【素案】に関するQ&A」について報告をいたします。

これは、素案を協議する段階におきまして、協議の中で「素案には記載せずともQ&Aの形でまとめておいたほうがよい」という指摘があった事項について、「中野区立小中学校再編計画（第2次）【素案】に関するQ&A」という形でまとめたものです。

資料のほうで7項目に分けて整理をしております。まず、「再編計画全般」について、計画の名称を「第2次」とした理由ですとか、計画により学校の小規模化がさらに進むことへの懸念、それから統合対象校への支援など、5点について作成をしております。

次に、2ページになりますけれども、「学校規模等」については、適正な規模の根拠と35人学級で推計した理由、この2点について作成をしております。

次に、「通学区域・通学路」として、小・中学校の通学区域の整合を完全に図ることができないことや、幹線道路や鉄道を横断する通学区域ができること、そしてそれに対する安全対策、この3点について作成をしております。

次に、資料の3ページになりますけれども、「小中学校の連携」として、小中連携の具体的な取り組みと小中一貫校との関係、この2項目について作成をしております。

次に、「学校と地域との連携」として、具体的な取り組みの進め方について作成しております。

最後、4ページになりますけれども、「校舎の改修・改築」として、改築する際の学校規模への懸念ですとか、統合対象校となっていない学校への改修・改築問題、それから財源の懸念、そういったことについて作成をしております。

最後に、「指定校変更」として、統合にかかる指定校変更の適用時期ですとか、再編対

象校の在校生の転校について、そういったことについて作成をしております。

「中野区立小中学校再編計画（第2次）【素案】に関するQ&A」についての報告は以上です。

補足ですけれども、このQ&Aにつきましては、「素案に関するQ&A」で「よくある質問と回答」ということで、中野区教育委員会のホームページに掲載をしていきます。

報告は以上でございます。

高木委員長

質問がありましたらお願いいたします。

大島委員

区民の方が、この再編計画（第2次）【素案】の内容とQ&Aを見る機会としては、現時点ではホームページということになるのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

Q&Aにつきましては、きょうの教育委員会で報告しておりますので、この後、ホームページのほうに掲載していきます。

大島委員

素案自体はどうでしたか。

副参事（学校再編担当）

素案については、既に教育委員会で協議を経た後、10月中旬にホームページのほうに掲載しております。

教育長

閲覧できるのですよね。

副参事（学校再編担当）

失礼しました。ホームページで掲載しているほか、概要については「教育だより」で各家庭に配布しております。それから、区民活動センター、図書館、そういったところで冊子の形で閲覧することが可能になっております。

高木委員長

Q&Aの2ページの一番上の適正な学校規模の根拠で、概要としてはこれでいいと思うのです。余り細かいことを書いても、Q&Aですからどうかと思うのですが、この中教審に関しては、初等中等教育分科会の小中学校の設置運営のあり方に関する作業部会というのが以前設置されて、結構何回も議論をやって、小規模校のメリット、デメリット、大

規模校のメリット、デメリットというのを発表しているところですね。ホームページでも発表しています。その結論は、中野区の教育委員会が検討したこととほぼ同じ。極端な小規模、あるいは極端な大規模にはそれぞれデメリットがあるのではないかな。もちろん、メリットがないとは言いませんが。なので、中野区の教育委員会としては、両方のデメリットがない中規模の学校を目指すということですね。多分、質問の方の意図としては、当該校が小規模だということで、何か否定されたような感じになったのかなと思うのです。これまでの学校再編の過程でも、そういった現場の校長先生やPTAの方から「小規模校で何で悪いんですか」というご意見は多分あったと思うのです。

我々が想定したのは、個々の小学校がいいとか悪いとかではなくて、小規模校は小規模校なりにいろいろ努力して、先生方や地域の方が特色ある教育をやっていただいていますし、中野区は大規模校はないのですけれども、大規模校なりのデメリットもあると思うのですね。ただ、これからの中野とか日本の状況を考えると、だんだん人口減少社会になっていって、トータル的に言うと、小学校ですと児童数がピーク時の3分の1でしたか、中学校ですとピーク時の2割、つまり8割減っている状況ですと、学校の運営ということでどうしても学校再編をせざるを得ない。ただ、減らすということではなくて、よりよい教育環境ということを考えているのですよというのが、この回答だとなかなか出てこないのかなと。ただ、ここに書けることではないので、FAQとしてはこれでいいかなと思うのですけれども、そういうところをもうちょっと丁寧に区民の方に説明していかないと、以前廃止になった学校の校長先生から、「今ある学校のことは絶対に悪く言わないでくれ」ということと、「廃止になることはしょうがないけれども、最後まで教育委員会がきちっとサポートしてほしいということを言われて、これまでもそういうふうに来てきたつもりですし、これからもそういうふうに行きたいと思うのです。それが区民の方には伝わりづらいので、FAQをこれからまた直すということではなくて、そこをもうちょっと発信していく必要があるのかなと思います。

大島委員

それに関連してです。

今まで意見交換会も開かれたと思うのですけれども、その中で、今、高木委員長がおっしゃったようなことが話題に出たようなことはありましたでしょうか。

高木委員長

意見交換会については次の報告のほうでしていただく形になっています。



大島委員

ごめんなさい。そうでしたね。

高木委員長

では、次に移ります。

それでは、次の報告、「中野区立小中学校再編計画（第2次）【素案】に関する意見交換会等の実施状況について（中間のまとめ）」の報告をお願いします。

副参事（学校再編担当）

それでは、「中野区立小中学校再編計画（第2次）【素案】に関する意見交換会等の実施状況について」、中間のまとめについて報告をいたします。

本日報告をいたしますのは、11月10日の開催分までの実施状況をまとめたものです。

意見交換会の開催状況としましては、10月29日の大和小から11月10日の中野区役所まで10カ所で行いました。参加者は合計で313人でした。

また、関係団体への説明として、中学校PTA連合会と小学校PTA連合会のそれぞれ役員会に説明をしております。

意見交換会等で出された意見・要望等につきましては別紙をごらんいただきたいと思っております。

左側が意見交換会等で出された意見・要望で、右側が回答した内容です。

初めに、「再編計画改定全般について」です。改定後の計画の位置づけですとか、具体的な年次が示されていないこと、それから今後の策定のスケジュール、また素案からの変更の可能性、それから統合による地域と学校の関係、不安などについて意見・要望が寄せられております。

次に、資料の3ページになりますけれども、2として「中野区が目指す教育の姿について」というところです。ここでは、中野区の教育の課題と再編による解決といったことについて意見・要望が寄せられております。

次に、3の「区立小中学校再編計画改定の概要について」です。そのうち、(1)「再編計画改定に関する考え方について」ということで、小中一貫校の設置についての考えですとか、仮校舎の工事、それから仮校舎における必要な教室数の確保、そして小中連携の効果、さらには統合に当たっての精神面でのケアですとか交流事業の充実、学校関連団体の的確な情報提供など、そういったことについて意見・要望が寄せられております。

次に、4ページで、「通学区域の見直しについて」です。ここでは新たに幹線道路を横

断することになる通学区域の設定、鉄道を横断することになる通学区域の設定、そうしたことに対する意見・要望が寄せられています。

次に、「区立小中学校の統合について」です。ここでは、伝統ある校名への愛着ですとか、統合に伴う保護者負担への危惧などの意見・要望が寄せられています。

次に、5ページになりますけれども、「今後の再編計画の具体的内容について」です。まず、「中野神明小学校、多田小学校、新山小学校の統合」については、通学距離が長くなることへの不安ですとか、指定校変更により統合前に児童数が減少してしまうことへの不安、そういったことから指定校変更を認めないでほしいという意見、それから学校再編計画の策定の進め方についての意見など、さまざまな意見が寄せられました。

次に、6ページになりますけれども、「第三中学校・第十中学校の統合」です。ここでは、東中野の地域から小学校に続いて中学校がなくなるということについて、地域の思いが数多く寄せられました。

次に、資料の8ページになります。「桃園小学校と向台小学校の統合」です。ここでは、桃園小周辺の道路環境の問題から向台小を統合新校にすることや、向台小の仮校舎についての教室の確保、さらには二中の生徒増による教室の確保、そういったことについての意見・要望が寄せられました。

次に、「上高田小学校・新井小学校の統合」です。新井小を統合新校とすることへの水害面からの不安ですとか、統合と今後の地域活動との関係、さらには避難所としての学校がなくなることへの不安などが寄せられました。

次に、9ページになりますけれども、「第四中学校・第八中学校の統合」です。ここでは、小学校の校舎を大規模改修することで中学校の統合新校とすることへの施設面での不安ですとか、統合後の学校間の規模のバランス、そういったことでの意見・要望が寄せられました。

次に、資料の10ページになります。「大和小学校・若宮小学校の統合」です。ここでは、若宮小が統合対象校となった理由ですとか、仮校舎の期間につきまして、通学距離の近い学校に通学をさせたいという要望、それから、仮校舎期間における学童クラブの利用などについて意見・要望が寄せられました。

次に、「鷺宮小学校・西中野小学校の統合」です。ここでは、新たに西武新宿線を横断する通学区域に対する安全確保の問題ですとか、統合までの間、老朽化した校舎の施設改修をどうするのかといったこと、それから、八中の敷地が二分割されていることから安全

面での不安などが寄せられました。

次に、資料の11ページで、5「指定校変更の取り扱いについて」です。ここでは、指定校変更をより緩やかに認めてほしいという意見と、指定校変更については厳格に対応してほしいという意見の相反する意見がそれぞれ寄せられています。

次に、資料の12ページになります。「その他」として、まず、意見交換会の実施時間や周知について、それから、跡施設の活用について、避難所の機能について、乳幼児の居場所の確保について、質問や意見、要望が寄せられております。

本日報告をしたものは11月10日までの意見交換会等におけるものです。意見交換会は、昨日までで終了しております。資料を整理して改めて全ての内容について報告をしていきます。また、最終的に報告するものを「意見交換会に寄せられた意見と回答」ということで教育委員会のホームページにも掲載をしていきます。

報告は以上です。

高木委員長

質問がありましたらお願いいたします。

大島委員

済みません。改めて。

先ほど高木委員長のほうからお話がありました適正規模ということについてのご意見とかご質問とかというのは意見交換会では出たのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

適正規模について、「小規模校ではどうしてだめなのか」といった内容のご質問はございました。

大島委員

それに対しての教育委員会としての返答というのは、この紙にもざっとまとめてありますけれども、丁寧に答えたのかどうかというのはどんなものでしょうか。

副参事（学校再編担当）

意見交換会に当たりましては、区民の皆さんと意見を交換するだけでなく、質問、疑問点に対しては解消していただくというのが目的でございますので、事務局としましては極力丁寧にお答えしたつもりでおります。

その小規模校の話につきましては、教育委員会の議論の中でもさまざま出ております。委員長からも中教審の方針についてもございました。そういったことも素案に盛り込んで

あります。そういったことを踏まえましてお答えをしたつもりでおります。

飛鳥馬委員

今のとちょっと関連があるかもしれませんが、学校再編で、端的に言えば学校が統合され、数が減るということですが、往々にして、関係ないのではなくて大いに関係あるわけだけでも、財政とか、子どもの数が減ってとか、そういう時代の流れの中で考えられている、考えてきたということがあると思うのです。ただ、財政が逼迫しているとか、子どもの数が減るというだけでなく、やはり子どもたちのことを考えれば、中野の子どもたちをどう教育してどう育てるのかということが非常に大事なことで、そここのところがちょっと足りないのかなと思うのです。

例えば3ページに「中野区が目指す教育の姿について」とありますね。こういうことができるというふうに書いてあるのだけれども、学力とか体力、生きる力、コミュニケーションは非常に大事なことで、今もやっていることですけれども、この辺のところを非常に丁寧に説明する必要があるのかなと思うのです。だから、一定規模の学校となることが大切だと。答えはそう書いてある。さっき委員長が言われましたけれども、少人数は少人数なりに、大規模校は大規模校なりに、先生方も親御さんもみんな頑張っていると思うのです。だからそれでいいのではない。それだったらこんなことをやらなくていいわけですから。財政が減ることも考えながら、子どもたちにどういう教育ができるのかというところに戻ってこない、そこを細かく言ってあげないと、なかなか入ってはこない。ここのところはもうちょっと膨らませてというか、中野区が目指す教育の姿について、これだけではなくて、時間がないからなかなかできないと思うのですけれども、例えばホームページか何かで「こういうものを目指しています」ということを調べられるとか、何かないのかなと思うのです。

副参事（学校再編担当）

今ここに資料として出しておりますのは、質問と回答の趣旨でございます。この意見交換会に当たりましては、それに先立ちまして、この素案に基づきまして20分ほどかけて説明をしております。その中で、今、飛鳥馬委員がおっしゃいました教育課題の対応の中で、学力、体力の向上の問題ですとか、生きる力の育成、コミュニケーション能力の向上、豊かな人間性の育成については素案の中にも書き込んである部分でございますので、それなどをごらんいただくというか、説明の中で紹介をしております。そういったことで、何分、全体で2時間の意見交換会の中でやっていくものですから、既書いてあるものについて

はその紹介をしていくということだとどめている部分もございます。

教育長

今の飛鳥馬委員のご意見については、私はそのとおりだと思いますし、この場でも、そもそも教育ビジョンの議論の中から始まって、再編計画の素案にも盛り込んで、中野区が目指す教育ということをしちんとうたっているというふうに思うのです。その議論の中で、中野区は財政状況は非常に厳しいのですけれども、財政状況から再編計画を議論しているということではなくて、厳しいのは厳しいなりに、きょうもお出ししましたが、主な見直しとか行政評価のPDCAサイクルの中で見直しするものは見直しをしていくということです。この再編計画の議論の中では、私たちは財政ということを議論しないで、あるべき教育論を語ってきたということをご理解していただきたいと思います。

山田委員

前期の再編が終わった段階でいろいろ検証してきたわけですが、その中で、学校の跡地の利用のことについては余り議論をしてこなかった経過があります。学校というコミュニティがなくなってしまうような地域について、子どもたちに対しての施設とか、そういったものも考えていかなければいけないのかなということは今回のご意見の中に出てきています。それは真摯に受けとめなければいけないかなと。

もう一つは、防災機能のことについて。学校は防災の拠点というふうに位置づけてはあるわけですが、一義的には教育施設であるということで、その辺の整理はなかなか難しいのかなとは思っているのです。その辺も、再編のところではもう少ししっかりと議論すべきかなということもあると思います。それは、防災との関係で、教育委員会だけではなかなかできないということはあるかと思えます。

あとは、反省点の中で出てきた、仮校舎に移転して、そこで統合して、新しくなる学校がきちんとできた段階で移るというやり方は、今の中野中学校のところを一つのモデルとしてやっていたわけですが、そのやり方をとった理由の一つとして今まで反省点の中で、せっかく統合新校したのに、工事が2年、3年かかってしまって、子どもたちに教育環境をきちんと整備できなかったという反省点があったと思うので、その辺は大切なことかなと思えます。

あとは、きょういただいたいろいろなご意見は、各地区でのいろいろなご意見が出ていますので、きちんと受けとめて、まずは素案ですので、(案)の段階のところで反映できればというふうに考えています。難しいのは、指定校の変更の取り扱いですね。これは、

前期のときも、あのころは学校選択制のこともあって、いろいろ議論していたわけですが、学校選択制はその時点でロックして、学校再編に合わせて指定校変更を弾力的に運用しようということである程度やってきたのです。その結果として、小規模化が進んでしまったという反省点もあるものですから、その辺はなかなか難しいことではないかと思えます。小規模化が進んでしまったとしても、最後の最後まで子どもたちの教育についてはきちんと責任を負うということ。もうそれはできているわけですが、その辺も一つの反省点かなと思えます。

あと、よかった点では、再編して新しくなった学校へのメンタルケアはかなりできていたと思えますし、大きなトラブルはなかったというふうに私は思っています。何回もの意見交換会の中でいろいろなご意見をいただいたことは、きょうご報告を受けましたので、私たちはそれをもう一度議論しながら、また、Q&Aも出ていますけれども、先ほど委員長がおっしゃったように、これはまた追加することも十分ありますので、区民の皆さん方にきちんと説明できるようなQ&Aをまたつくっていかねばいけません。やらねばならないことはたくさんあるかなと思っています。

教育長

山田委員がいろいろ課題を挙げて整理をしていただいたのですが、跡地の利用と避難所機能につきましては、所管がございます。特に避難所機能については、昨年の大震災を踏まえて、今、防災計画を見直す中で、避難所の機能やあり方についても見直しをしています。また、区立学校だけが避難所になっているわけではなくて、私立や国立、都立の学校などもそうした機能を持っています。民間施設も含めて、中野区内のそうした施設全体が避難所機能の再編ということも課題になっていますので、教育委員会としては情報提供しながら、こちらの再編計画とそごのないように、区民の方々に不安のないようにとことできちんと議論させていただいています。ただ、意見交換会の中でもいろいろご意見が出ていますので、そこには教育委員会としてできる限り庁内の情報をもってお答えしているという状況があります。

あともう一つは、跡地については所管の中でも検討しているのですが、山田委員がおっしゃったように、地域の実情やご要望なども教育委員会としていろいろ承ることもありますので、そうしたものをもって、地域といかにうまくお話ができるかというのは、教育委員会として役割を果たしていかなければならないというふうに考えています。

山田委員

他区では、学校再編したときに、小学校に高齢者の通所施設を併設するとか、学校の跡地のところを利用して、いわゆる待機児童解消に向けているという取り組みもあるわけですね。それは子ども教育部となったわけですから、そういった視点での意見は言えるのかなというふうに思っております。

高木委員長

山田委員からご発言があったのは、指定校変更につきましては、たしかいじめ問題を契機に文部科学省から通達があって、こういう場合はこういうふうに取り扱いなさいというのがかなりきめ細かく決められているはずなのです。私が見た範囲では、中野区を取り扱いというのはきちっとそこを守っている。特に緩くもなく、きつくもなく。ただ、その基準は一般の方にわかりづらいのと、あと、スタンスによって、厳しいとか、甘いとか感じる場合があるので、ここはもうちょっと区民の方の理解を促進するような動きが教育委員会として必要なかと思えます。

あと、防災機能に関しては、私ども短大も体育館を防災の協定を結んでやっていますし、先般、新渡戸短大の学園長さんともお話をして、「そういうのをやっているんだ」というのがありましたが、やはりなかなか民間というか私学だと、区のほうもアピールしづらいのかなと思うのです。そもそも中野区は15.59平方キロメートルの狭い土地に30万人以上いますので、そもそも全員が今でも避難所に入れないのです。そこで長期間生活することは実は想定していないと思うのですけれども、そもそもあるものがなくなるということは地域の方が不安になりますので、そこはなるべく時間差がないように区として対応していただきたい。区民の方から見れば、教育委員会も区も一緒ということですので、そういうパッケージで、できれば山田委員からご発言があったような形でしていただければと思います。

大島委員

今回の再編計画は、我々としては、目的の一つは、適正な規模というのが学校にはあったほうがいだろうということの視点からの適正規模を図るということ。もう一つは、小・中の連携教育というのを進めたいということから通学区域の整合性もできる限り図るということ。こういう二つの柱でやってきたと思うわけです。そこにおいては、先ほどの教育長のお話にお金のことがありましたけれども、我々は、そのお金のことというのは直接は念頭がなく、それは全然関係なくこの内容を協議してきたというふうに私は思っております。もちろん、今回の意見交換会とかその他でいろいろご意見もいただいているし、我々

も、いろいろな意見をいただいた方も、中野区の子どもたちによりよい教育環境の中でよい教育をしてあげたいという思いは同じだというふうに私は思っていますので、いただいたご意見を我々も重く受けとめて検討したいと思っております。子どもたちのためによりよいものという思いは、多分、お互いに共通なのだろうなというふうに想像しております。

飛鳥馬委員

先ほど私が申し上げたことに対して、大島委員からも、教育長からも、ちょっと違う内容のお話になっているのかなど。聞かれている方はそう受け取っているかもしれないのですが。

私は先ほど「財政の問題もあるかもしれませんが」という表現をしているわけですが、一般論として、区全体の予算をあちらこちら削って、学校にもいろいろ迷惑をかけたりにしているわけですがけれども、そういうことで言ったつもりなのです。だから、「この学校を幾つ減らせば幾ら金が浮きますよ」とか、そういう話は一切しておりません。教育長も大島委員も言われたとおり、そういう話は全くしておりません。ですから、私が「財政」と申し上げたことは、こういう時代ですので、一般論としてそういうふうに言っただけの話で、委員会としては議事録を見てもらえばわかりますが、それは一切ありません。もし気になされる方がいたら、それはおかしいよと。それはそういうふうに受け取ってください。こういう時代ですので、一般論として私がそう言っただけの話です。

高木委員長

次に、「中野区立小中学校における学校用務業務委託について」の報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

お手元の資料に沿ってご報告いたします。「中野区立小中学校における学校用務業務委託について」でございます。

内容につきましてこちらに記しましたがけれども、現状を少し補足させていただきます。

学校用務業務は、現在、各学校に配置しています校務主事が担っていますけれども、校務主事が退職不補充ということできておりまして、平成25年度からは現行の体制での校務主事の配置が難しいという状況になっているということがございます。こうした状況の中で、こちらに内容を示しましたように、区立小・中学校における学校用務業務の安定した実施体制を確保すること、それから、効率的運営に資するために、平成25年度以降、学校用務業務の民間委託を順次進めていくということでございます。



平成25年度につきましては、中学校6校について業務委託を行います。委託事業者については、企画提案公募型事業者選定方式によって選定をするということでございます。

本事業は、平成25年4月実施に向けて円滑な事業移行が必要という状況でございますので、準備に相当な期間を要するということから、平成25年度予算が議決されることを条件として事業計画を進めていくというものでございます。

資料の2番目、委託事業の名称です。平成25年度につきましては、中学校のみ委託しますので、「中野区立中学校学校用務業務委託」という名称で事業を進めます。

3番目が平成25年度の委託予定校でございます。第三中学校、第五中学校、第七中学校、第十中学校、緑野中学校、北中野中学校、以上6校でございます。

委託の期間でございます。平成25年4月から平成26年3月31日までの1年間でございます。ただし、履行状況を評価してそれが良好であれば、更新によって継続をしていくということが可能というふうな仕組みになっております。

5番目が、今回委託に際しまして主な応募資格として、こちらに記した二つを資格として定めるということにしております。東京都内で区立小中学校の業務委託を既に受託した実績があるということを条件といたします。もう一つは、東京電子自治体共同運営電子調達サービスで中野区の物品購入等の競争入札の参加資格を持っているということを条件としております。

6番目が、事業者選定に係るスケジュール、予定でございます。12月中旬に募集の告知をしたいと考えております。12月中に参加申し込みの書類等の提出期限を設けるということで、年明け、来年1月にヒアリング審査等を行って、1月の中旬には事業者を選定したいというふうに考えております。この先、調整等を行って、3月には委託校での引き継ぎ等の準備が行える体制をとりたいというふうに考えております。

7番目といたしまして、この委託に伴って、各学校に事務職を配置するという点についてでございます。(1)として、委託に伴う事務職の配置の考え方でございます。係長級の事務職を配置するという点を考えております。これは委託に伴って配置していくということでございます。学校長、副校長とともに学校経営の一翼を担うということとあわせて、学校・地域連携に係る調整ですとか、これまで校務主事が行っていたことを含む校務事務——こちらに掲げてありますけれども、私費会計ですとか、就学援助ですとか、そういったものを含んだ校務事務を担っていくということです。それから、本学校用務業務の委託についての事業者との調整ですとか、履行確認というものを業務として想定しております。

裏面をごらんください。校務主事を配置するということが委託とあわせて予定しております。学校用務業務を委託する中で校務主事を1名配置して、学校長、副校長、それから配置する係長級の事務のもとで、委託の対象にならない用務業務を担っていく。それから、補助的な事務を担っていくということを想定しております。

(3)としまして、委託校における学校用務等の実施体制でございます。日常的な業務につきましては、後ろに掲げましたように、校務主事と委託で実施するということを想定しております。校務主事が行う業務は、委託で行う業務以外のもので、例えば、校門の警備ですとか、学校内での安全確保ですとか、見守り、それから、教育活動の支援といったものがございます。それから、急な清掃とか機械類の故障等が発生した場合の対応をどう手配するかといったようなところになっていくと考えております。

それから、委託の事業者が担う業務につきましては、現在、校務主事が行っている学校業務のうち、定例的、計画的に実施できるもの全ての業務ということで、今、仕様書等を作成しているところです。原則として、担う人間は、学校に常駐するか、または巡回するかといったところで、その組み合わせによって業務を担っていくということを考えております。

それから、日常業務とは別に、定期業務、専門的な業務というものがございます。こちらにつきましては、委託事業者のほうで専門チームをつくって、学校を巡回しながら実施していくということを想定しております。この定期業務、専門業務の主なものとして、学校内の大規模な定期清掃、樹木の剪定、除草といった年間計画に基づいて定期的に行うものでございます。

それからもう一つが、施設設備・機器類の点検・保守・補修といった専門的な知識または技能が必要な業務ということを想定しております。

最後に、8番目としまして、この委託の導入のスケジュールでございます。平成25年、平成26年の2年間で中学校の委託を完了することを計画しております。平成30年度までに小学校の委託を完了するということが、全ての小・中学校の委託を完了させたいということで進めていくということでございます。

私からのご報告は以上です。

高木委員長

質問がありましたらお願いいたします。

山田委員

学校用務業務の民間委託を来年度から6校から始めていくということで、裏面にありますように、平成25年度以降は中学校全校で、平成27年度以降は小学校でということの計画だと思うのですが、この委託業務をする締結の契約期間はとりあえず1年でやっていくけれども、その都度その都度選別していくわけにはいかないですよ。その契約の内容をどのようにしていくのかなというのがちょっとした疑問ではあるのです。単年度はただ6校だけ、で、次年度から。同じ業者でやっていくのか、1年1年また業者を選別していくのか。その辺はどのようにされる予定ですか。

副参事（学校教育担当）

こちらにつきましては、企画提案公募型の事業者選定方式を採用いたします。それで、この企画提案の選定の中で、優良だった事業者につきまして、6校までを限度として受託を選べるという形をとる予定であります。平成26年度以降につきましても、新しい学校については同じ事業者選定方式をとりながら、一定の校数をブロックで受託ができるという方式を今契約担当とも詰めているところです。

あと、契約の期間につきましては、この企画提案公募型の事業者選定方式の場合、期間は原則1年として、そこで履行状況を評価しまして、良好であれば更新ができるということになっておりますので、その方式を採用していくということでやっております。

山田委員

誰がどこで履行状況を評価しますか。

副参事（学校教育担当）

履行状況の評価につきましては、ほかの委託業務も同様でございまして、評価委員会等を設け、全庁的な評価の判断をするという仕組みが既に区の中にできておりますので、それを使いながらやっていくということを考えております。

山田委員

係長級の方を配置するということになりますけれども、この方については非常に重責を担うわけですが、継続は何年ぐらいの単位で配置する予定であるかわかりますか。

副参事（学校教育担当）

こちらの係長につきましては、私どもと同じ区の職員ということになりますので、その人事異動の中でということになりますけれども、学校でこれだけの業務を担っていくということがございますので、やはり3年、4年という期間、学校で職務に当たるということ想定しております。

高木委員長

私学ではこういうのは当たり前で、事務局は事務長さんという人がいて、事務的なことはほとんどやっていただくことによって先生方の事務負担が減るということと、あと、うちの短大でもやっていますけれども、清掃等のルーチンワークは委託する。それで効率的にやっていく。専門の清掃の人はすごく手際がいいですから。

ただ、今、山田委員も指摘されましたけれども、肝心の係長級の方が3、4年で異動ということになると、引き継ぎとか——区の場合、多分、パラレルで引き継ぎというのはいきないのですね。そこをきちっとやっていかないと、多分、係長級の方が事務の方ではかなめになってきますので、私もそういう印象を持っていますが、担当の方がかわると引き継ぎがないというのは、中野区だけではなくて、文部科学省も含めて一般に定説としてありますので、そこはどのようなふうな配慮があるのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

私どものほうの人事の異動に際しましては、内示がかなり早い時期に出しておりますので、引き継ぎ期間というのは現在ですと1か月近くとれているという状況がございます。あと、この事務職については各学校に配置をいたしますけれども、教育委員会の事務部局との連携等を取りながら、各校がばらばらになってしまうような状況にはならないという仕組みを詰めていきたいというふうに思っております。

大島委員

質問ではないのですが、学校に事務職の専門の方が配置されるというのは、教育上大変いいのではないかなと思います。今、副校長がそういう事務職的な雑務に追われていて非常に大変だということを我々も見ておりますので、そういうことから解放してあげて教育活動のほうに専念していただけるようになると大変いいのではないかなと思います。校務主事の方も学校に常駐し、何かあったときには対応して下さるというような体制になっているということで、いいのではないかなというふうに思います。

高木委員長

次に、「議会の委任に基づく専決処分について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育施設担当）

それでは、資料に基づいて説明させていただきます。

まず1「事案の概要」でございます。旧第六中学校に設置しておりました冷暖房装置賃貸借契約の契約期間が平成15年7月1日から平成25年6月30日まででございますけれども、

今年度、旧第六中学校の解体に伴いまして、平成24年9月30日付で解除したことによりまして、相手方に損害を生じさせたものでございます。

2「和解の要旨」でございますけれども、相手方がこうむった損害額97万5,240円について、相手方に対し賠償する義務があることを認めまして、和解成立後に相手方の指定する方法で支払うものでございます。

3「和解成立の日」は、平成24年11月8日。

4「区の損害賠償責任」でございますが、相手方がこうむった損害は、区の申し出により契約を解除したことによりまして生じたものでございます。それによりまして区の賠償責任は免れないものと判断しております。

5「損害賠償額について」でございますけれども、相手方の損害額は平成24年10月以後9月分の賃貸借料97万5,240円でございます。区の損害賠償額は相手方の損害額と同額でございます。

報告は以上でございます。

高木委員長

質問がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

高木委員長

ほかに報告事項はありますでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

高木委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、傍聴の方に12月の教育委員会定例会の開会予定についてお知らせいたします。

12月の教育委員会定例会の開会予定は、議事日程表の裏面に記載のとおりです。後ほどお読み取りください。なお、12月7日の定例会については午前10時からの開会が予定されておりますが、当日の午前中に区議会子ども文教委員会が開催されることになった場合には午後1時からの開会予定に変更となりますので、あらかじめお知らせいたします。

これをもちまして、教育委員会第38回定例会を閉じます。

午後0時09分開会